

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

中国での企業結合実務 ～簡易案件届出の半年を振り返って～
北京オフィス顧問 安然

II 中国法令アップデート

- 外商投資産業指導目録(修正意見募集稿)
- 全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国行政訴訟法」の修正に関する決定
- 最高人民法院による北京、上海、広州の知的財産法院案件の管轄に関する規定
- 中国人民銀行による多国籍企業グループが実施するクロスボーダー人民元資金集中運営業務の関連事項に関する通知
- 先物会社監督管理弁法
- 工商局による自動車市場監督管理の強化に関する指導意見

III 中国万感

～タクシー料金は生き物～ 弁護士 濱本 浩平

I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 安然

中国での企業結合実務 ～簡易案件届出の半年を振り返って～

本年5月10日より、中国での企業結合届出において、特に独禁法上の問題が少ない案件を「簡易案件」として処理する制度が実施されている。

簡易案件としての処理は、2014年2月11日に公布された事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定(中国語:关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定、以下「**適用基準**」という。)、及び、4月18日に公布された事業者結合簡易案件の届出に関する指導意見(試行)(中国語:关于经营者集中简易案件申报的指导意见(试行)、以下「**指導意見**」という。)に基づく。前者の適用基準はいかなる案件が簡易案件として取り扱われるかの基準を示す法令であり、後者の指導意見は簡易案件での届出の手続き面を規律するものである¹。

1. 簡易案件での届出の統計

簡易案件としての届出を行う場合、届出当事者は、結合当事者、取引の概要や簡易案件に該当する理由等の情報を記載した「事業者集中簡易案件公示表」を提出する必要がある。商務部は届出を簡易案件として受理(立件)した後、提出を受けた「公示表」を商務部のウェブサイト²にて公開し、第三者によるコメントを10日間受け付ける。

2014年5月22日に第1件目の簡易案件が公開されたのを皮切りとして、10月31日までの5ヶ月強の間に計51件の簡易案件が公開されている。月ごとの推移を下記のとおりまとめてみたが、明らかに公開される案件数が急増している。

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
件数	1	4	7	7	16	16

企業結合の届出は、下表の(1)～(6)の理由に該当すれば、「簡易案件」として処理されるが、これは公示表に記載される。10月31日までに公開された51件の簡易案件の理由を下記のとおり統計した。この統計からは、次の傾向がわかる。

- (1)～(3)のようなマーケットシェアの低さを理由とする案件が圧倒的に多く、延べ数ベースで全体の80%以上を占める。
- 外国での合併企業の設立や買収案件において中国市場に影響がないことを理由とするものも一定程度存在し、全体の15%程度を占める。

¹本ニュースレターは、2014年4月1日号のLawyer's Eyeで適用基準に関する解説を行い、2014年5月1日号のLawyer's eyeで指導意見に関する解説を行った。

²<http://fdj.mofcom.gov.cn/article/jyzjzjyajgs/>

類型	簡易案件に該当する理由	延べ数
シェアが低い場合	(1) 一つの関連市場において、結合に参加する全ての事業者の市場シェアの総和が 15 パーセントを下回る場合	30
	(2) 結合に参加する事業者に商流の上流・下流の関係がある場合で、上流及び下流の市場におけるシェアがいずれも 25 パーセントを下回るとき	14
	(3) 結合に参加する事業者が同一の関連市場になく、かつ商流の上流・下流の関係がない場合で、取引に関連する各市場におけるシェアがいずれも 25 パーセントを下回るとき	14
中国市場に対する影響が少ない場合	(4) 結合に参加する事業者が中国国外において合併企業を設立する場合で、合併企業が中国国内で経済活動に従事しないとき	8
	(5) 結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収する場合で、当該外国企業が中国国内で経済活動に従事しないとき	3
共同支配から単独支配に移転する場合	(6) 2 以上の事業者が共同して合併企業を支配している場合で、結合によりそのうちの 1 以上の事業者により支配されるとき	3

注：

- ① 一つの届出で複数の理由を記載することも出来るため、延べ数>案件数となっている。
- ② 指導意見の別紙として公表された「事業者集中簡易案件独占禁止審査届出表」の注記によれば、届出表にてシェアの低さを理由として選択する場合、(1)～(3)のいずれもチェックしなければならない。これは、シェアの低さを理由とする場合、(1)～(3)のいずれにも満たさなければ簡易案件としての取扱いを受けられないと推察される。一方、「事業者集中簡易案件公示表」の注記によれば、「公示表」では(1)～(3)を選択する場合、そのうちの一つだけをチェックしても、複数の理由をチェックしてもよく、選択されなかったものについては、当該理由で述べられたような状況が存在しないとみなされるとされている。従って、当表の中では(1)～(3)の延べ数は一致していない。

2. 簡易案件制度の運用

企業結合届出の通常案件と比較して、簡易案件での届出は、主に二つのメリットがある。

一つ目は**提出書類と情報の簡潔化**である。通常案件と比べ、簡易案件での届出においては下記情報・資料の提出が省略できる。

- ・外国籍の届出義務者が提出する公証認証を経た登記情報につき、過去 3 年以内に届出を行ったことがあり、かつ前回提出した登記情報に変更がない場合、前回提出した公証認証の写しを提出すればよい。
- ・対象事業に従事しない関連会社(中国国外の関連会社及び中国国内の関連会社)の基本情報
- ・中国国内関連会社の営業許可証及び外商投資会社批准証書の写し
- ・結合の関連市場の供給・需要の構造に関する情報(サプライヤのリスト及び顧客リスト等)
- ・結合の関連市場への参入に関する分析及び参入の状況に関する情報
- ・関連市場における事業者の間の水平的または垂直的な提携合意に関する情報
- ・結合による効率性に関する説明
- ・対象取引に関わる倒産したまたは倒産を控えている企業の有無

実務上、上記のうち、特に公証認証や中国子会社の証書類の収集が時間を費やすプロセスとして認識されており、それらの簡潔化に伴い、届出の準備にかかる時間や費用も抑えられるというメリットがある。

二つ目のメリットは審査時間の短縮である。

簡易案件制度が実施される前は、原則として、届出の提出から正式な立件までには通常 1～2 ヶ月の期間が必要であった。立件されてから一次審査(30 日)、多くの場合には二次審査(90 日)も経て初めて承認される。実務上、提出から承認まで合計 2～3 ヶ月程度で済む案件もあったが、多くは 4～6 ヶ月を要していた。

簡易案件は立件後公開される。立件日に公開が行われるという運用が確立しているという前提に立ち、2014 年第 2 四半期及び第 3 四半期に承認された 23 件の簡易案件について統計の上計算したところ、**立件から承認までに要した平均日数は 25.5 日(立件日と承認日を含む。)であった。**また、第 1 件目が承認された 6 月から 9 月末までの承認案件で統計したところ、所要日数が増える傾向は特に見られない。

もともと、簡易事件の基準の充足性についての審査や書類の完全性の審査を行うため、提出から立件までの期間は依然として見込む必要がある。弊職の知る限りでは、簡易案件制度が導入された初期では、簡易案件における提出から立件までの期間は通常案件より相当短縮されていたものの、簡易案件の件数の増加に伴い、立件前の審査も長引く傾向にあり、立件まで 1～2 ヶ月かかったケースも存在する。それでも、前述のような準備時間の節約や立件から承認までの期間の短縮があるため、簡易案件としての届出はやはりメリットがある。

3. 今後の注目点

簡易案件に関する法令では、法令の文言上は簡易案件として処理された場合の効果(特典)が規定されていない。前述のように、現段階では実質的な時間的メリットが存在するものの、これは法令上で保証されているわけではない。簡易案件の件数は増加し続けており、商務部による審査の事務量の増加に伴い、時間的メリットが最終的にどの程度定着するのか、今後注目したいと思う。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

<外商投資>

外商投資産業指導目録(修正意見募集稿)

[ポイント] 中国では、外商投資プロジェクトを「奨励」、「許可」、「制限」、「禁止」に分類して管理しており、どの分類に該当するかは、本目録を参照することになる。どの分類に該当するかにより、投資がそもそも認められるか、投資金額により認可機関がどのレベルになるかという大まかな見通しが立つため、外国からの中国投資の方向性を決める重要な目録と言える。本目録は制定後第6回目の修正目録となり、現時点では意見募集稿の段階ではあるが、制限類がこれまでの79項目から35項目に減少するなど、投資制限が大幅に緩和されている。鉄鋼、石油精製、製紙などの出資規制が撤廃されている。

(意見募集期間:2014年11月4日から同年12月3日)(国家發展改革委員会、商務部)

[原文] [外商投資産業指導目録\(修訂征求意见稿\)](#)

<行政訴訟>

全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和國行政訴訟法」の修正に関する決定

[ポイント] 本決定は、現行の行政訴訟法を修正するものである。主な修正は、公民、法人等の訴願権を保障し、人民法院に行政事件として受理することを義務付けた点である。例えば、土地使用権の収用決定、補償金等に不満がある場合でも、これまでは人民法院で行政訴訟を起こして争うよりも、北京の中央政府に陳情に上がることが多かった。本修正により、今後は人民法院が行政訴訟として受理することを明確にしたため、社会の不満のガス抜きとしての役割も期待される。

2014年11月1日公布、2015年5月1日施行(全国人民代表大会常務委員会)

[原文] [全国人民代表大会常務委員会关于修改《中华人民共和国行政诉讼法》的决定](#)

<知的財産法院>

最高人民法院による北京、上海、広州の知的財産法院案件の管轄に関する規定

[ポイント] 中国では、本年8月に北京、上海、広州において知的財産権専門の裁判所(知的財産法院)が創設されることになった。本司法解釈は、北京、上海及び広州における知的財産法院の管轄を明確にするものである。具体的には、知的財産法院の第一審案件の管轄範囲を明確にするほか、知的財産法院の第一審判決に不服がある場合、当該知的財産法院の所在地の高級人民法院(知的財産審理院)が上訴管轄を有すること等が規定されている。

2014年10月27日公布、同年11月3日施行(最高人民法院)

[原文] [最高人民法院关于北京、上海、广州知识产权法院案件管辖的规定](#)

<人民元>

中国人民銀行による多国籍企業グループが実施するクロスボーダー人民元資金集中運営業務の関連事項に関する通知

[ポイント] 本年6月に公表された「『国务院弁公庁による外国貿易の安定的成長の支持に関する若干意見』の貫徹・具体化に関する指導意見」で方向性が示されていたクロスボーダー人民元のキャッシュプールリングと経常項目集中決済に関する細則である。上海自由貿易試験区においては

今年 2 月より認められ、既に複数の実例も存在するが、これが全国に広げられた。自貿区では事前の当局での手続が特段必要とされていなかったが、本通知では人民銀行での事前届出が必要とされている等、自貿区より厳格な規制が置かれている。ただし、幹事企業が自貿区外に設立された法人であってもよい点では、より広範なクロスボーダー人民元プーリングの利用を促すことにつながるのではないと思われる。

2014 年 11 月 1 日公布、施行(中国人民銀行)

[原文] [中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知](#)

<先物取引>

先物会社監督管理弁法

[ポイント] 本管理弁法は、従来の先物会社管理弁法等に代わる形で、新しく先物会社に関する設立、変更及び業務終了に関する手続、コーポレートガバナンスに関する規定、各種業務に関する規制、監督管理、罰則等を定めている。注目すべき点としては、先物会社の株主の資格について、従前は、中国法人資格があること、一定の期間経営していること等の厳しい制限があったが、本管理弁法では、法人、自然人及びその他の組織に拡大され、経営期間の要件が撤廃される等、参入のハードルが大きく下がったことが挙げられる。これにより先物会社に対する投資の幅が広がり、また IPO 等の可能性も広がったといえる。この他にも業務範囲の明確化、監督管理制度の整備、情報開示義務の強化、処罰の厳罰化等多くの修正が加えられている。

2014 年 10 月 29 日公布、施行(中国証券監督管理委員会)

[原文] [期货公司监督管理办法](#)

<自動車市場監督管理>

工商局による自動車市場監督管理の強化に関する指導意見

[ポイント] 本指導意見は、自動車市場の監督管理を強化する方針を示すもので、関連する法律法規の周知徹底、自動車市場主体の信用監督管理の強化等様々な角度からの監督管理強化を打ち出している。近年自動車業界において問題となったカルテルをはじめ、市場の支配的地位の濫用、商業賄賂、違法な販売促進、虚偽広告等についての対処を強化するとの記載もある。本指導意見そのものは抽象的な内容を定めるにすぎないが、今後これに関する法律法規の制定や運用の動向が注目される。

2014 年 10 月 29 日公布(国家工商行政管理局管理総局)

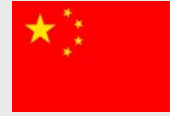
[原文] [工商局关于加强汽车市场监管的指导意见](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】



中国万感



【タクシー料金は生き物】

弁護士 濱本 浩平

中国ではタクシーが市民の足であり、タクシー通勤も珍しいことではない。ただラッシュ時や雨・雪の日になかなかタクシーが捕まりにくいという問題があった。その救世主として登場したのがタクシー配車用のスマホアプリである。出かける少し前に自分の位置、目的地を入力して「注文」すると、同じアプリを使用している付近の運転手に情報が表示され、運転手が「受注」すれば、迎えに来てくれる。

ラッシュ時には配車アプリを使う人も多いため、アプリには発注時にチップを乗せる機能があった。正規料金に上乗せする金額を選び、「注文」するのである。しかしチップの支払いがあまりに一般化してしまったため、ラッシュ時はチップを乗せるのが当然のこととなり、全市共通の料金が実質値上がりする事態になった。さらに、運転手がオフィスビル周辺で路肩に車を止め、ラッシュ時にはアプリでチップを乗せる注文が来るのを待つという状況にも至っている(写真を後掲)。筆者は10円で注文して反応がなかったところ15元にしたら一瞬で受注された経験もあり、どうもある程度相場が形成されているように見える。要するに、タクシー料金が需給状況の変化に応じて変わるのである。

しかしながら、今年秋口に行われた主要アプリのアップデートでチップを乗せる機能が取り消された。報道では主要アプリ会社がチップ機能を削除することを当局に対して誓約した、となっているが、おそらく当局の指導があったのだろう。

どうなったのかと試しにアプリを開くと、確かにチップ機能は削除されているものの、「注文」の10秒後に「運転手に対して言いたいことは？」というポップアップが表示されるようになっている。これをタッチすると短文を送る欄が現れ、「10元のチップを払います」、「メーターを倒して迎えに来て下さい」といった例文が準備されている。なんのことはなく、結局は金額の出し方が変わっただけである。

運転手とこの状況について話をしても、「チップは客と運転手の合意」、(当局の規制に対しては)「上に政策あれば下に対策あり！」と言っており、なかなかたくましい。運転手とのチップを巡る交渉はまだまだ続きそうである。



※路肩に停車して条件の良い注文を待っていると思われるタクシー



※同じ時間帯の上海環球金融中心のタクシー乗り場

TOPICS

◆当事務所の呉曉青外国弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「台湾の企業 M&A 法の改正法案について
M&A 規制の緩和と株主保護強化の方向性」
(月刊 ザ・ローヤーズ 2014 年 11 月号)

◆当事務所のパートナー、若林耕弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「台湾公平取引法の規制と執行の現状
カルテルに関してはリーニエンシーを規定」
(月刊 ザ・ローヤーズ 2014 年 11 月号)

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいますよう、お願いいたします。

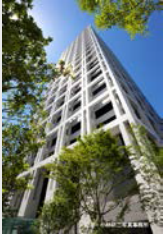
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	詹 新平
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



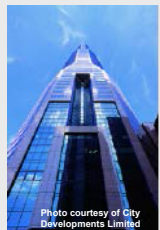
日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com